

神勞発雇均 0607 第 2 号
令和 4 年 6 月 7 日

各団体の代表者 殿

神奈川労働局長



夏季における年次有給休暇の取得促進について

日頃から、労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、神奈川県における年次有給休暇の取得率^(※)は、令和 2 年に 56.2%と前年より 1.8 ポイント下降し、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）等で掲げられている、令和 7 年までに 70%とする政府目標とは大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正により、平成 31 年 4 月から、全ての企業において年 10 日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対する年 5 日の年次有給休暇の確実な取得が求められているところです。

一方、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため、厚生労働省及び神奈川労働局では、この夏における年次有給休暇取得の社会的気運の醸成を図るため、広報活動を行っています。

つきましては、この趣旨を御理解の上、年次有給休暇の計画的付与制度の導入促進等、この夏における年次有給休暇の取得促進に関し、同封のポスター及びリーフレットの活用並びに貴団体広報誌やホームページへの掲載等により、貴団体会員等への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

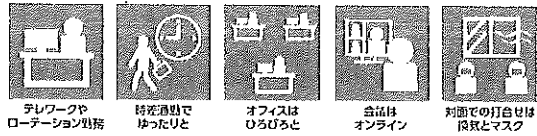
なお、広報誌等への周知記事の掲載に当たりましては、別添文例を作成いたしましたので、御活用いただくとともに、掲載された場合には、写しを担当宛てに御送付いただければ幸甚に存じます。

(※) 出典：令和 3 年就労条件総合調査の特別集計を基に、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課が作成。

〔 担当 雇用環境・均等部企画課 〕
〔 電話 045-211-7357 〕

(文例1)

働き方の新しいスタイル



ゆったり休暇で、夏を満喫。心身ともに充実を。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

(文例2)



新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

ゆったり休暇で、
夏を満喫。
心身ともに充実を。

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

(お問合せ先)

- 年次有給休暇の取得促進について 神奈川県労働局雇用環境・均等部企画課 ☎045-211-7357
- 年次有給休暇制度について 県内各労働基準監督署